

柏市国民保護計画（骨子案）の概要

第 1 編 総論

国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，柏市国民保護計画の基本的方針を定める。

- 第 1 章 市の責務，計画の位置づけ，構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 市国民保護計画が対象とする事態
- 第 4 章 市の地理的，社会的特徴
- 第 5 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第 2 編 平素からの備えや予防

国民保護措置の実施に必要な組織，体制等及び関係機関との連携など，平素からの予防計画を定める。

- 第 1 章 組織・体制の整備
- 第 2 章 避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第 3 章 物資及び資材の備蓄，整備
- 第 4 章 国民保護に関する啓発

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等の発生における，市の初動体制や国民保護対策本部の設置，関係機関との連携及び避難住民への措置等，応急対策計画について定める。

- 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第 2 章 市国民保護対策本部の設置等
- 第 3 章 関係機関相互の連携
- 第 4 章 警報及び避難の指示等
- 第 5 章 救援
- 第 6 章 安否情報の収集・提供
- 第 7 章 武力攻撃災害への対処
- 第 8 章 被災情報の収集及び報告
- 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置
- 第 10 章 国民生活の安定に関する措置
- 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

第 4 編 緊急対処事態への備えと対処

武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態における備えと対処について定める。

- 第 1 章 緊急対処事態への備え
- 第 2 章 緊急対処事態への対処

第 5 編 復旧等

武力攻撃災害による被害が発生した施設及び設備の復旧等に関して定める。

- 第 1 章 応急の復旧
- 第 2 章 武力攻撃災害の復旧
- 第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等

柏市国民保護計画（骨子案）

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

柏市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 緊急対処事態への備えと対処

第 5 編 復旧等

3 計画の特色

本市における計画の特色を記載する。

4 柏市地域防災計画との関連

柏市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、千葉県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

- ・ 着上陸侵攻
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ 弾道ミサイル攻撃
- ・ 航空攻撃

2 緊急対処事態の事態例

- ・ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事

態

- ・ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

- 1 位置
- 2 地形
- 3 気象
- 4 人口分布
- 5 道路
- 6 鉄道
- 7 自衛隊施設
- 8 その他
- 9 本市での留意事項

第5章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

- 1 国民保護措置の全体の仕組み
- 2 関係機関の事務又は業務の大綱

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を定める。

2 職員の参集基準等

- (1) 職員の迅速な参集体制の整備
- (2) 24時間即応体制の確立
- (3) 市の体制及び職員の参集基準等
- (4) 職員への連絡手段の確保
- (5) 職員の参集が困難な場合の対応
- (6) 交代要員等の確保

3 消防機関の体制

- (1) 消防本部及び消防署における体制
- (2) 消防団の充実・活性化の推進等

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

- (1) 国民の権利利益の迅速な救済
- (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

第2 関係機関との連携体制の整備

国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
- (3) 関係機関相互の意思疎通

2 県との連携

- (1) 県の連絡先の把握等
- (2) 県との情報共有
- (3) 市国民保護計画の県への協議
- (4) 県警察との連携

3 近接市町村との連携

- (1) 近接市町村との連携
- (2) 消防機関の連携体制の整備

4 指定公共機関等との連携

- (1) 指定公共機関等の連絡先の把握
- (2) 医療機関との連携
- (3) 関係機関との協定の締結等

5 自主防災組織等に対する支援

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

2 非常通信体制の確保

第4 情報収集・提供等の体制整備

国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

- (1) 情報収集・提供のための体制の整備
- (2) 体制の整備に当たっての留意事項
- (3) 情報の共有

2 警報等の伝達に必要な準備

- (1) 警報の伝達体制の整備
- (2) 防災行政無線の整備
- (3) 県警察との連携
- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知
- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
- (6) 民間事業者からの協力の確保

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報の種類及び報告様式
- (2) 安否情報収集のための体制整備
- (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

- (1) 情報収集・連絡体制の整備
- (2) 被災情報収集のための準備
- (3) 担当者の育成

第5 研修及び訓練

研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について定める。

1 研修

- (1) 研修機関における研修の活用
- (2) 職員等の研修機会の確保
- (3) 外部有識者等による研修

2 訓練

- (1) 市における訓練の実施
- (2) 訓練の形態及び項目
- (3) 訓練に当たっての留意事項

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して定める。

1 避難に関する基本的事項

- (1) 基礎的資料の収集
- (2) 隣接する市町村との連携の確保
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) 民間事業者からの協力の確保
- (5) 学校や事業所との連携

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関との緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

- (1) 県との調整
市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。
- (2) 基礎的資料の準備等

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

- (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握
- (2) 運送経路の把握等

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

6 生活関連等施設の把握等

- (1) 生活関連等施設の把握等
- (2) 市が管理する公共施設等における警戒

7 医療救護体制の整備

救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定め、消防本部は、救急救助体制の整備を図る。

第3章 災害時要援護者の支援体制の整備

災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について定める。

- 1 災害時要援護者に関する配慮
- 2 施設管理者等の備え

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

- 1 市における備蓄
 - (1) 防災のための備蓄との関係
 - (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材
 - (3) 県との連携
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
 - (1) 施設及び設備の整備及び点検
 - (2) ライフライン施設の機能性の確保
 - (3) 復旧のための各種資料等の整備等

第5章 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について定める。

- 1 国民保護措置に関する啓発
 - (1) 啓発の方法
 - (2) 防災に関する啓発との連携
 - (3) 学校における教育
- 2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、住民への周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体勢について定める。

- 1 事態認定前における国民保護等緊急対策本部等の設置及び初動体制
 - (1) 国民保護等連絡室の設置

- (2) 国民保護等緊急対策本部の設置
- (3) 初動措置の確保
- (4) 関係機関への支援の要請
- (5) 対策本部への移行に要する調整
- (6) 災害対策本部からの移行

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国民保護等連絡室を立ち上げ、又は国民保護等緊急対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

- (1) 市対策本部の設置の手順
- (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (3) 市対策本部の組織構成及び機能
- (4) 市対策本部における広報等
 - ア 広報責任者の設置
 - イ 広報手段
- (5) 市現地対策本部の設置
- (6) 現地調整所の設置
- (7) 市対策本部長の権限
 - ア 市内の国民保護措置に関する総合調整
 - イ 県対策本部長に対する総合調整の要請
 - ウ 情報の提供の求め
 - エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
 - オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

2 通信の確保

- (1) 情報通信手段の確保
- (2) 情報通信手段の機能確認
- (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

第3章 関係機関相互の連携

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連携について定める。

1 国・県の対策本部との連携

- (1) 国・県の対策本部との連携
- (2) 国・県の現地対策本部との連携

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

- (1) 知事等への措置要請
- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。
- (2) 国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
- (2) 県への応援の要求
- (3) 事務の一部の委託

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

6 市の行う応援等

他の市町村に対して行う応援等

7 自主防災組織等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- (2) ボランティア活動への支援等
- (3) 民間からの救援物資の受入れ

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の内容の伝達等

- (1) 警報の内容の伝達
- (2) 警報の内容の通知

2 警報の内容の伝達方法

3 緊急通報の伝達及び通知

第2 避難住民の誘導等

避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達

2 避難実施要領の策定

- (1) 避難実施要領の策定
- (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
- (3) 避難実施要領の内容の伝達等

3 避難住民の誘導

- (1) 市長による避難住民の誘導
- (2) 消防機関の活動
- (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請
- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- (6) 高齢者、障害者等への配慮
- (7) 残留者等への対応
- (8) 避難所等における安全確保等
- (9) 動物の保護等に関する配慮
- (10) 通行禁止措置の周知
- (11) 県に対する要請等
- (12) 避難住民の運送の求め等
- (13) 避難住民の復帰のための措置

第5章 救援

市と県が互いに連携して、避難先地域や被災地において実施する救援の措置について定める。

1 救援の実施

- (1) 知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときに実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。
- (2) 救援の補助

2 関係機関との連携

- (1) 県への要請等
- (2) 他の市町村との連携
- (3) 日本赤十字社との連携
- (4) 緊急物資の運送の求め

3 救援の内容

- (1) 救援の基準等

- (2) 救援における県との連携

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

1 安否情報の収集

- (1) 安否情報の収集
- (2) 安否情報収集の協力要請
- (3) 安否情報の整理

2 県に対する報告

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
- (2) 安否情報の回答
- (3) 個人情報の保護への配慮

4 日本赤十字社に対する協力

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- (1) 武力攻撃災害への対処
- (2) 知事への措置要請
- (3) 対処に当たる職員の安全の確保

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長への通報
- (2) 知事への通知

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施について定める。

1 退避の指示

- (1) 退避の指示
- (2) 退避の指示に伴う措置等

- (3) 安全の確保等

2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定
- (2) 警戒区域の設定に伴う措置等
- (3) 安全の確保

3 応急公用負担等

- (1) 市長の事前措置
- (2) 応急公用負担

4 消防に関する措置等

- (1) 市が行う措置
- (2) 消防機関の活動
- (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請
- (4) 緊急消防援助隊等の応援要請
- (5) 消防の応援の受入れ体制の確立
- (6) 消防相互応援に関する出動
- (7) 医療機関との連携
- (8) 安全の確保

第 3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

1 生活関連等施設の安全確保

- (1) 生活関連等施設の状況の把握
- (2) 消防機関による支援
- (3) 市が管理する施設の安全の確保

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

- (1) 危険物質等に関する措置命令
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

第 4 N B C 攻撃による災害への対処等

N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

- (1) 応急措置の実施
- (2) 国の方針に基づく措置の実施
- (3) 関係機関との連携
- (4) 汚染原因に応じた対応
- (5) 市長及び消防長の権限

- (6) 要員の安全の確保

第 8 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第 9 章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

- (1) 保健衛生対策
- (2) 防疫対策
- (3) 食品衛生確保対策
- (4) 飲料水衛生確保対策
- (5) 栄養指導対策

2 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物処理の特例
- (2) 廃棄物処理対策

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

2 避難住民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育
- (2) 公的徴収金の減免等

3 生活基盤等の確保

- (1) 水の安定的な供給
- (2) 公共的施設の適切な管理

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及

び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理について定める。

1 特殊標章等

- (1) 特殊標章
- (2) 身分証明書
- (3) 識別対象

2 特殊標章等の交付及び管理

- (1) 市長
- (2) 消防長

3 特殊標章等に係る普及啓発

第4編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 緊急処理事態への備え

第1 基本的考え方

武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要があるため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を定める。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態かかる事態総提ごとの被害概要を記述する。

1 攻撃対象施設等による分類

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

2 攻撃手段による分類

- (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に定める。

- 1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用**
- 2 市及び県が管理する公共施設における警戒**
- 3 対処マニュアル等の整備及び留意点**

第2章 緊急処理事態への対処

第1 事態認定前の対処

武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定されるため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について定める。

- 1 初動時情報連絡体制
- 2 国民保護等連絡室の設置
- 3 国民保護等緊急対策本部の設置
- 4 緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整
 - (1) 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止
 - (2) 災害対策本部からの移行

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について定める。

- 1 市緊急処理事態対策本部の設置手順
 - (1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置
 - (2) その他の設置関連項目
- 2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項
 - (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
 - (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
 - (3) 市緊急処理事態対策本部における広報等
 - (4) 市現地対策本部の設置
 - (5) 市緊急処理事態対策本部長の権限
 - (6) 市緊急処理事態対策本部の廃止
 - (7) 通信の確保

第3 緊急処理事態への対処上の留意点

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について定める。

- 1 緊急処理事態における警報の通知及び伝達
- 2 特殊標章等の標章の取扱い
- 3 国民経済上の措置の取扱い

第 5 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害による被害が発生したときの一時的な修繕や補修など応急の復旧に関して定める。

1 基本的な考え方

- (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等
- (2) 通信機器の応急の復旧
- (3) 県に対する支援要請

2 公共的施設の応急の復旧

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して定める。

1 国における所要の法制の整備等

2 市が管理する施設及び設備の復旧

第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

- (1) 国に対する負担金の請求方法
- (2) 関係書類の保管

2 損失補償及び損害補償

- (1) 損失補償
- (2) 損害補償

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん